

船舶事故等調査報告書

平成24年2月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第126号	
事故等種類	運航不能（燃料不足）	
発生日時	平成23年5月8日（日） 13時50分ごろ	
発生場所	愛知県名古屋港飛島ふ頭南西方沖 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から真方位020° 1,500m付近 （概位 北緯35° 01.3′ 東経136° 48.4′）	
事故等調査の経過	平成23年8月8日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	モーターボート ^{あすか} 飛鳥IV世、5トン未満（長さ6.58m）	
船舶番号、船舶所有者等	240-11852愛知、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、2人を乗せ、魚釣りの目的で愛知県弥富市所在の筏川護岸船着場を出発して名古屋港の飛島ふ頭南西方沖を航行中、燃料が不足して主機が停止し、平成23年5月8日13時50分ごろ航行不能となった。 本船は、海上保安部に救助を要請し、出発地にえい航された。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2 海象：海上 平穏	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、名古屋港の飛島ふ頭南西方沖を航行中、燃料が不足して主機への供給が途絶えたことから、主機が停止して運航不能になったものと考えられる。 本船は、船着場を出発する際、燃料の残量の確認が適切でなかったものと考えられるが、関係者から情報が得られなかったため、その状況を明らかにすることができなかった。
原因	本インシデントは、本船が、名古屋港の飛島ふ頭南西方沖を航行中、燃料が不足して主機への供給が途絶えたため、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 出航前に残油量の点検を行い、必要な燃料油量を保有していることを確認すること。	